

「(仮称) 障がいのある人も障がいのない人もその人らしく 暮らせる共生のまち青梅市条例」の概要

【条例制定の背景】

障がい者といっぴ一括りにせず、一人ひとりの人間として向き合っぴほしいという障がいのある方からの声も、この条文に反映しています。差別は虐待に発展したり、場合によっては差別と思っぴていたことが虐待に当たったりということもあります。

青梅市では、障がい者一人ひとりの違いを受け止め、差別をなくし、同じ地域社会の一員として、互いに支えあい、安心して暮らせるまちを目指します、という内容で構成しています。

【目的・定義・基本理念等について】

1 (目的)

この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」といいます。)の趣旨を受け、障害を理由とする差別を解消することに関する基本理念ならびに基本理念に基づく青梅市、市民等および事業者の責務と取り組みについて必要な事項を定め、障害および障がいのある人に対する社会全体の理解を深め、全ての市民等が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を実現することを目的とします。

2 (用語の定義)

障がいのある人、市民等(※)、事業者、社会的障壁、障害を理由とする差別、合理的配慮、共生社会、障害の社会モデルなどについて定義します。

※市の区域内(以下「市内」という。)に在住し、または在勤し、もしくはは在学する者および市を訪れる者をいいます。

3 (基本理念)

基本的人権の享有、障害の社会モデルの考え方と相互協力、社会参加の機会の確保、意思疎通の手段と情報の取得・利用の保障、複合的な要因への配慮、障害および障がいのある人への理解について規定します。

4（市の責務）

- （1）障害を理由とする差別を解消するため、必要な体制整備を図ります。
- （2）障害、障がいのある人および障害の社会モデルについて、市民等および事業者の関心と理解を深め、適切に行動するために、ユニバーサルマナーおよび心のバリアフリーを推進します。
- （3）障がいのある人も障がいのない人も、地域社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、いつまでも安全に、安心して心豊かに暮らせるまちをつくるよう努めます。

5（市民等および事業者の責務）

- （1）市民等および事業者は、基本理念にのっとり、障害、障がいのある人および障害の社会モデルに対する関心と理解を自ら積極的に深めるとともに、市が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力していくこととします。
- （2）事業者は、障がいのある人から合理的配慮の提供を求められた場合には、合理的配慮の提供を行わなければなりません。

【障害を理由とする差別の解消について】

6（障害を理由とする差別の禁止）

全ての人は、障がいのある人およびその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはなりません。

7（合理的配慮の提供）

市および事業者は、その事務または事業を行うに当たり、障がいのある人から合理的配慮の提供を求められた際（※）は、これに応じなければなりません。

※意思表示が困難な障がいのある人の場合、その障がいのある人の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者から合理的配慮の提供を求められた場合も含みます。）

【差別等事案を解決するための仕組みについて】

8（相談体制）

- （1）障がいのある人、その家族もしくは後見人その他障がいのある人を現に保護する者（これらのものを以下「障がいのある人または関係者」

といいます。) または事業者もしくは市民等 (「障がいのある人または関係者」を除く。) は、市に障害を理由とする差別に該当すると思われる事案 (以下「差別等事案」といいます。) に関する相談をすることができます。

(2) 市は、差別等事案の相談があったときは、事実確認と把握、情報提供を行い、必要に応じて差別等事案の関係者間の調整等を行います。

9 (助言・あっせんの申立て)

(1) 「障がいのある人または関係者」は、市に相談しても解決が見込めない差別等事案について、市長にあっせんを求めることができます。

ただし、次の場合には申立てができません。

ア 行政不服審査法等にもとづく不服申立てをすることができる行政庁の処分

イ 障害者雇用促進法に規定する障害者差別案件

ウ 過去の同一案件

エ 申立ての原因となる事実のあることを知った日 (継続する行為にあっては、その行為の終了したことを知った日) から3年を経過しているものであるとき (その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。)

オ 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例 (平成30年東京都条例第86号) にもとづく東京都知事に対するあっせんの求めがなされている場合等

カ 当該差別的な事案にかかる障がいのある人の意に反する場合

(2) 事実の調査

市長は、あっせんの申立てがあったときは、事実の調査を行うことができます。この場合、調査の対象となる者は、特別な理由がある場合を除き、これに協力しなければなりません。

(3) 助言またはあっせんについて

ア 市長は、事実の調査の結果にもとづき、必要であると認められるときは、青梅市障害を理由とする差別解消支援地域協議会 (以下「協議会」といいます。) に助言またはあっせんを行うことの適否、手段について諮問するものとします。

イ 協議会は、諮問に対し、答申するものとし、答申のために必要な

ときは「障がいのある人または関係者」に対し、出席を求めて説明もしくは意見を聴き、または資料の提出を求めることができます。

ウ 市長は、協議会が助言またはあっせんを行うことが適当と判断したときは、差別等事案の当事者その他の関係者に対し、助言またはあっせんを行うものとします。

エ あっせんは、紛争事案が解決したとき、紛争事案の解決の見込みがないとき、あっせんの申立てを取り下げる意思を示したとき、市長および協議会が助言またはあっせんを行うことが適当でないとき認めるときは終了します。

1 0 (勧告について)

市長は、助言またはあっせんを行った場合において、障害を理由とする差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言またはあっせんに従わないときは、当該助言またはあっせんに従うよう勧告することができます。

1 1 (協議会について)

- (1) 障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、市長の付属機関として、協議会を設置します。
- (2) 協議会は、市長から諮問のあった差別等事案に関して協議し、答申を行います。
- (3) 協議会は、委員6人以内をもって組織し、法に規定する者のうちから市長が任命、任期は2年とします。また、協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。またその職を退いた後も同様とします。

【その他】

この条例については、障がいのある人にかかる法制度の動向、この条例の規定の施行の状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果にもとづいて必要な措置を講ずるものとします。